

働き方改革を巡る中小企業向け対応策のアクションプラン（案）

（中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するWG）

2018年6月5日

0. 総論

中小企業・小規模事業者において「働き方改革」を進めていくためには、人手不足への対応や生産性の向上、取引条件の改善を同時に進めていくことが必要である。

中小企業・小規模事業者が大企業等（親企業となる大企業及び中小企業）からのしわ寄せを受けることなく、働き方改革にしっかりと取り組み、これを契機として魅力ある職場づくりや生産性向上に一歩踏み出せるよう、下記の通り、全国津々浦々までの周知やきめ細かい対応を各省で連携して実施していく。

1. 制度や支援制度の周知

- ◎「働き方改革」についての情報（労働法制、関連する支援制度など）が全国津々浦々の中小企業に届くようにする。
- 36協定など現行の労働法制に関するわかりやすい説明資料、働き方改革に関する支援施策のパンフレット等を作成する。
- 隨時、中小企業団体、士業団体、金融機関、自治体、農業・漁業団体等のルートで周知を図り、「プッシュ型」の情報提供を目指す。[関係省庁]

- 都道府県労働局や労働基準監督署、働き方改革推進支援センター等において、説明会や個別事業者への訪問等による情報提供を実施。[厚労省]
- ウェブ上で労働基準法等の内容や相談先の紹介などを行うポータルサイトにより、事業者等への情報提供を実施。[厚労省]
- 農漁業者が加工・販売に取り組む場合の労務管理のポイントを解説した広報資料を活用し、農漁業団体をはじめ、全国47都道府県の普及指導員などを通じて周知を実施。[農水省・厚労省]
- 相談担当者が参照できる基本的な「教本」を作成。法令の基本的な内容、「良い事例」「悪い事例」等を掲載。[厚労省]
- 社内意識改革のための実践例、経営者のメッセージの例を収集し、公表。[厚労省・経産省]

2. 相談・助言対応の構築等

- ◎中小企業のニーズや実情にきめ細かく対応できる相談体制を構築する。
○36協定・就業規則の作成等、現行の労働法制に係る相談や、労務管理のアドバイス、生産性向上・人材確保に関する経営相談などを行う。 [厚労省・経産省]

- 各都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置。社会保険労務士や労働法令の専門家などが、労務管理や労働時間制度等の相談・助言を実施（約20万件/年）。 [厚労省]
- 中小企業・小規模事業者の経営相談を日頃から行っている商工会・商工会議所・中央会・よろず支援拠点（生産性向上や現場改善などに知見のある企業OBなどを含む）における経営支援体制を強化（約510万件/年）。 [経産省]
- また、「働き方改革推進支援センター」と中小企業団体・よろず支援拠点が連携し、各地域で出張相談会や企業向けセミナーを開催。 [厚労省・経産省]
- 労働基準法等の内容について、無料で電話相談を実施。 [厚労省]
- 自治体や中小企業団体をはじめとする使用者団体、労働者団体など関係者の連携体制の運用・整備。 [厚労省]

3. 企業が行う取組への支援

- ◎中小企業自身が、バックオフィス業務の効率化などの生産性向上や、労務管理・職場環境の改善を進められるよう、切れ目のない支援を行う。
○予算や税制等を活用しつつ、設備投資・IT化などの取組に対して支援を実施。 [厚労省・経産省]

- 時間外労働縮減や賃金引上げに関する取組支援として、生産性向上に資する機器やITツールの導入（平成30年度目標：約13万）、設備投資等について相談対応や経費を助成。 [厚労省・経産省]
- 人材育成の観点から、事業者による従業員への職業訓練経費の助成や、中小企業大学校における研修の提供を実施。 [厚労省・経産省]

- 事業承継促進の観点から、全国における事業承継ネットワークの構築や事業引き継ぎセンターにおけるマッチングを実施するとともに事業承継に係る設備投資等を支援。[経産省・農水省]

4. 発注側・調達側の「行き過ぎ・やり過ぎ」のチェック（下請関係）

◎大企業等の「働き方改革」による下請事業者へのしわ寄せも懸念される中、長時間労働につながる「行き過ぎ・やり過ぎ」の商慣行を是正する。[経産省・公取委・厚労省・各省庁]

(「行き過ぎ・やり過ぎ」の例)

- ・適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更
- ・無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- ・親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- ・親事業者自らの人手不足や長時間労働削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員派遣要請や付帯作業の要請
- ・過度なジャストインタイム、過剰な賞味期限対応や欠品防止対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- ・工期や納期の過度な年度末集中

○きめ細かい実態把握、下請ルールの改正や制度作り、業界団体への働きかけなどを実施。

- 下請Gメンによるヒアリングや大規模調査を通じて把握した「働き方改革」による下請事業者へのしわ寄せ懸念などを踏まえて、本年夏を目途に下請中小企業振興法「振興基準」を改正^(注)。この改正内容を踏まえ、下請ガイドラインの改訂、「自主行動計画」の改定とその実行を要請し、フォローアップ調査を実施。[経産省・各省庁]
(注) 改正にあたっては、分量、言葉遣いなどが、下請け中小企業者にも馴染みやすいものとなるよう留意する。
- 大規模調査において把握した長時間労働に繋がる業界特有の商慣行や取引上の課題について、今後、委託調査等を行い、さらなる実態の把握と詳細の分析を行うとともに、業界団体等にフィードバックし、その改善を懇願。[経産省・各省庁]
- 下請Gメンによるヒアリング体制や「下請かけこみ寺」において、取引関係の民事に精通した弁護士等専門家人材との連携を図り、下請法で対処できない取引問題への相談、外資系企業・海外企業との契約関係の相談などに対応できる体制を構築。[経産省]
- 下請中小企業の長時間労働の背景として、親事業者の下請法等違反が疑

われる場合に、労基署から中小企業庁や公正取引委員会に通報する制度の強化について、平成30年度中に整備。また、公正取引委員会においてとりまとめた事例集を活用し、労働基準監督官に下請法の周知を徹底。

〔厚労省・公取委・経産省〕

5. 行政手続の簡素化

【簡単なオンライン手続の実現】

引き続き検討。

【何度も同じ情報を記入しないで済む「ワンストップ」の実現】

引き続き検討。

6. 公共調達

○国や地方公共団体等の公共調達において、年度末に工期や納期が集中することにより、受注事業者が長時間労働を強いられるなど、官公需取引が働き方改革を阻害しないようとする。

○官公需法に基づく今年度の「基本方針」に明記し、予算の繰越や国庫債務負担行為などを活用し、柔軟で効率的な運用を目指す。〔経産省・財務省・各省〕

- 公共工事を含む発注の平準化等の状況についてモニターを行うとともに、下請Gメンによるヒアリングを始め様々なルートで官公需取引に関する情報収集を行い、官公需取引の実態把握を行いつつ、必要な対策については、本年夏に閣議決定される「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に追記。〔国交省・経産省〕
- 発注者側に起因した理由により受注者及び下請事業者が長時間労働に繋がる場合には、予算の繰り越しや国庫債務負担行為などについて、柔軟な運用を行うことについて検討を行う。制服や消防車両等、物品の公共調達における年度末短納期発注などへの対応については、早期発注、平準化等の取組を継続的に実施。〔国交省・防衛省・総務省〕